

### 第32回盛岡家庭裁判所委員会議事概要

#### 1 開催日時

平成29年2月14日（火）午後2時30分から午後4時30分まで

#### 2 開催場所

盛岡家庭裁判所大会議室（5階）

#### 3 出席者

（委員） 五十嵐のぶ代，伊藤正幸，河原克巳，佐々木清一，佐藤啓子，武田正，中村マキ子，山崎哲雄，山田敏彦

（五十音順，敬称略）

（説明者） 角掛家裁事務局長，板橋次席家裁調査官，赤間家裁訟廷管理官，萌出地裁総務課長

（事務局） 宮島首席家裁調査官，森谷家裁首席書記官，藤井家裁総務課課長補佐，遠藤地裁総務課庶務係長

#### 4 議事等

(1) テーマ「成年後見制度の実情～成年後見制度における家庭裁判所の役割について」の説明

(2) DVD「分かりやすい成年後見制度の手続」視聴

(3) 開始事件受理状況，成年後見制度の利用者数，後見人の不正防止に向けた取組，今後の課題について説明

(4) 施設見学（家事手続案内室，調停室，審判廷，児童室）

(5) 質疑応答（◎委員長，○委員，■説明者）

◎ DVD「分かりやすい成年後見制度の手続」を視聴していただいたが，分かりやすい内容になっていたかどうかなどについて，感想等を伺いたい。

○ DVDの中では，被後見人のことを「御本人」と言っていたが，登場する人物に仮名を使うことで分かりやすいものになるのではないかと感じた。

◎ DVDでは後見人の活動には制約されることが多いという印象を持たれた方もいるのではないかとと思われるが，このDVDが作成された当時と比較す

れば、最近では、本人のためにする後見人の広汎な裁量という点が尊重されてきているので、この点を説明させたい。

■ 最近では、後見人の裁量がキーワードになっている。被後見人のために適切な対応を行うということがこの制度の基本であるため、裁判所が細かく制約し過ぎると利用しづらい制度になってしまう。被後見人に寄り添った制度にすることを目指している。

◎ 今の説明にもあったように、裁判所が細かく制約し過ぎると使いづらい制度になってしまうため、被後見人が元気であれば当然そうしていたであろうという視点を取り入れながら考えている。被後見人の財産を守ることは重要であるが、一方で被後見人のために適切に裁量を発揮していただくことも重要だと考えている。

◎ 後見監督の報告を概ね年1回としていることについて、不正防止、後見人の裁量、負担感といった観点から意見を伺いたい。

○ 私は、任意後見監督人をしているが、契約で定めているため、後見人には3か月に1回報告をしてもらっている。後見人の負担感を考えれば、少しかわいそうな気はするが、合理性があると感じている。

最初の頃は短いスパンで報告させて、慣れてきたら長いスパンに切り替えるというような柔軟な考え方で報告を求めてもよいのではないか。報告したことに対して、裁判所から細かく確認を求められることは、親族後見人にとって少し負担になるのではないかと考える。

■ 後見監督の報告は、後見人に選任された際、今後1年間の収支予定表、財産目録及び預貯金通帳の写しを1か月以内に提出させている。その後は、概ね1年に1回の割合で後見事務報告書、財産目録及び預貯金通帳の写しを提出させている。仮に提出された報告内容に問題があれば、もう少し詳しい報告を求めることになる。

なお、報告は基本的に概ね1年に1回であるが、その他にも、後見人の仕事の内容を考慮し、それよりも短い期間で報告を求める場合もある。

- ◎ 後見人としての責任や義務に関する知識不足が原因となって発生する不正を防止するための方策について、意見を伺いたい。
- 後見人がやってはいけないことを理解してもらうために、DVDを視聴させる以外にも何かしているのか。
- まず、後見人に選任された場合、「職務について」と記載された書面を全員に交付し、丁寧に説明しているほか、やってはいけないことが記載してある誓約書を配布して、内容を確認してもらい、署名、押印の上提出していただいている。
- ◎ 後見人がやってはいけないことと言っても、例えば、被後見人に、後見人以外の子がある場合、その生活費を支出するようなこともあると思われるが、そのように親であれば当然生活費を支出するであろうと思われるような場合には、後見人として、裁量の余地があると考えられる。
- 親族後見人の場合、迷ったときには、裁判所に問い合わせをすれば、判断した上で答えてもらえるのか。後見人が必要性、相当性を判断するとなると、悩みは解決されないことになるのではないのか。
- ある程度は答えることができるが、裁判所は、後見人を監督する立場にあるため、最終的には後見人が判断することになる。

親族後見人であれば、扶養料の支出の予定がある場合、収支予定表を作成する段階で、扶養料を定めてもらうことになる。いずれにしても、被後見人のためにどうすることが望ましいかという点で判断してもらうことになる。
- 親族であれば裁量の範囲内で支出ができるということであるが、親族の中から後見人を選任する段階で、法定相続人から同意を取る必要があるのではないのか。また、一般市民の方が後見人になった場合には、被後見人のため以外にお金を支出してはならないということを明確に説明しておく必要があるのではないのか。
- 市民後見人の場合には、被後見人のため以外には一切支出してはならないということを選任時に明確に説明している。

また、親族間で争いがある場合には、市民後見人を選任することは難しいことから、専門職後見人を選任することになる。

- ◎ 後見制度利用促進のため、裁判所では、行政機関等からの依頼に応じて、市民後見人養成講座等の講師として後見制度等の説明を行ったり、地方公共団体主催の協議会にオブザーバーとして参加しているが、今後、裁判所の中立的な立場を損なわない範囲で、どのような活動が考えられるか伺いたい。
- 市民後見人の育成に向けた取組は既に動き始めているところであるが、裁判所は後見人を監督する立場にあるため、いろいろな指導をすることは難しい。そのため、市民後見人を支援する機関が必要であり、そうした支援態勢ができれば、不安なく市民後見人を選任できるようになると考えている。実際に、社会福祉協議会等の法人がサポートしていることもあると聞いている。
- 後見制度を知ってもらうためのイベントなどは実施しているのか。
- 先ほど説明したとおり、裁判所では講師の派遣等を行っており、年間相当数の要請がある。ちなみに、養成講座は、NPO法人や市町村が主催し、学者、弁護士、裁判所の職員等が講師を務めているケースが多いようである。
- ◎ 地域性もあると思うが、大都市圏に比べると岩手県内での市民後見人の活動実績は少ない方である。
- 後見人は専門職がやるものと思っていたので、市民後見人の制度があることを初めて知り、大変参考になった。

## 5 次回期日等

### (1) 次回期日

地家裁合同委員会 未定（9月下旬又は10月上旬）

### (2) テーマ

未定